

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 <4・1 掲示>	1
◎高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 <〃 >	7
◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 <〃 >	13
◎高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 <〃 >	20

## 規 則

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第53号

#### 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年高知県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は」を「若しくは」に、「含む。」を「含む。）」又は山村民家(」に改め、同条第3項ただし書中「第5条第1項」を「第5条第1項、第5条の2、第5条の3」に、「第8条第1項及び第4項ただし書」を「第8条第1項及び第4項ただし書、第8条の2ただし書」に、「第18条」を「第18条ただし書」に改める。

第4条中「利用変更許可申請書」を「利用等変更許可申請書」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「利用変更許可書」を「利用等変更許可書」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(写真等の撮影等の許可の申請等)

**第5条の2** 条例第6条の規定による写真等の撮影等の許可(以下「写真等の撮影等の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合におい

て、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が別に定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に提出する第1項の写真等撮影等許可申請書は別記第4号様式の2、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第4号様式の3によるものとする。

(写真等の撮影等の取りやめの届出等)

**第5条の3** 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の規定による写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可(次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が別に定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式、知事が交付する前項の利用等変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

第6条の見出し中「撮影等」を「資料等の撮影等」に改め、同条第1項中「第6条第1項」を「第6条の2第1項」に、「次条において「撮影等の許可」を「以下「資料等の撮影等の許可」に、「撮影等許可申請書」を「資料等撮影等許可申請書」に改め、同条第2項中「撮影等許可申請書」を「資料等撮影等許可申請書」に改める。

第7条の見出し中「撮影等許可書」を「資料等撮影等許可書」に改め、同条第1項中「撮影等の許可」を「資料等の撮影等の許可」に、「撮影等許可書」を「資料等撮影等許可書」に改め、同条第2項中「撮影等許可書」を「資料等撮影等許可書」に改め、同条第3項中「撮影等の許可」を「資料等の撮影等の許可」に改める。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用料金等の納付の時期等)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

**第8条の2** 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等の撮影等の許可を受けた者(営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。)は、条例第9条の規定による利用料金又は条例第14条第1項の規定による使用料を第5条の2第2項の写真等撮影等許可書若しくは第5条の3第3項の利用等変更許可書又は第7条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたとき

は、この限りでない。

第13条第4項中「又は第4条第2項の利用変更許可申請書」を「第5条の2第1項の写真等撮影等許可申請書若しくは第6条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第5条の3第2項の利用等変更許可申請書」に改める。

第14条第1項第1号中「利用の許可」を「利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可」に改め、同項第3号中「当該利用」を「当該利用等」に改める。

別記第1号様式中

「  
企画展示室 ・ AVホール  
」

を  
「  
企画展示室 ・ AVホール ・ 山村民家  
」

に改め、

「  
観覧料等の徴収の有無及びその金額  
有料(1人につき 円) ・ 無料  
」

を削る。

別記第2号様式中

「  
企画展示室 ・ AVホール  
」

を  
「  
企画展示室 ・ AVホール ・ 山村民家  
」

に改める。

別記第3号様式中「(第4条関係)」を「(第4条、第5条の3関係)」に、「高知県立歴史民俗資料館利用施設利用変更許可申請書」を「高知県立歴史民俗資料館利用等変更許可申請書」に、「第5条第1項」を「第5条第1項又は第6条第1項」に、「利用施設の利用」を「利用施設の利用又は写真等の撮影等」に改める。

別記第4号様式中「(第5条関係)」を「(第5条、第5条の3関係)」に、「高知県立歴史民俗資料館利用施設利用変更許可書」を「高知県立歴史民俗資料館利用等変更許可書」に、「利用施設の利用」を「利用施設の利用又は写真等の撮影等」に、「第5条第1項」を「第5条第1項又は第6条第1項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

**第4号様式の2** (第5条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑧  
(電話番号)  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立歴史民俗資料館写真等撮影等許可申請書

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により高知県立歴史民俗資料館における写真等の撮影等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影 資料館の設置の目的に関連する催物の開催			
目 的				
撮影(利用)場所				
撮影(利用)責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号		
	氏 名			
撮影(利用)期間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで	日間		
撮影者・撮影機の数又は利用面積	人(写真の撮影の場合) ・ 機(映画の撮影の場合) 平方メートル(催物の場合)			
使用料の額	円			
その他参考事項				
※ 決 裁 欄			※ 使 用 料 の 額	円
			※ 受 付 年 月 日	年 月 日
※ 撮 影 等 の 変 更 等	有 ・ 無		※ 許 可 年 月 日	年 月 日
※ 決 裁 欄			※ 許 可 番 号	第 号
			※ 処 理 区 分	通知 年 月 日
※ 許 可 の 条 件 そ の 他				

注 ※印欄は、記入しないでください。

第4号様式の3 (第5条の2関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立歴史民俗資料館写真等撮影等許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立歴史民俗資料館における写真等の撮影等については、高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により次のとおり許可します。

内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影 資料館の設置の目的に関連する催物の開催	
目 的		
撮影(利用)場所		
撮影(利用)責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号
	氏 名	
撮影(利用)期間	年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
撮影者・撮影機の数又は利用面積	人(写真の撮影の場合) ・ 機(映画の撮影の場合) 平方メートル(催物の場合)	
使用料の額	円	
写真等の撮影(利用)の許可の条件その他		

- 注 1 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例及び高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。  
 2 写真等の撮影(利用)時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。  
 3 写真等の撮影(利用)に際しては、この高知県立歴史民俗資料館写真等撮影等許可書を必ずお持ちください。  
 4 写真等の撮影(利用)に際しては、高知県立歴史民俗資料館の関係職員の指示に従ってください。  
 5 写真等の撮影(利用)の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

別記第5号様式中「第6条第1項」を「第6条の2第1項」に、

「

その他参考事項	
---------	--

」

を

「

使用料の額	円
その他参考事項	

」

に改め、同様式注1中「利用する目的」を「利用する目的、利用の形態(印刷媒体及び部数など)等」に改める。

別記第6号様式中「第6条第1項」を「第6条の2第1項」に、

「

撮影等の許可の条件その他	
--------------	--

」

を

「

使用料の額	円
資料等の撮影等の許可の条件その他	

」

に改め、同様式注4中「撮影等」を「資料等の撮影等」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

**第13号様式** (第13条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立歴史民俗資料館使用料減額(免除)承認申請書

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第14条第4項において準用する同条例第12条の規定に基づき高知県立歴史民俗資料館における使用料の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

利用等の責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号
	氏 名	
利用等の目的 (催物の名称及び内容)		
利用施設等	企画展示室・AVホール・山村民家・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・催物の開催・資料等の撮影等	
利用等の期間	年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
減額又は免除を受けようとする理由		
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額	円
	減額又は免除をする使用料の額	円
	決定した使用料の額	円
※ 決 裁 欄	※受付年月日	年 月 日
	※決定年月日	年 月 日
	※決定番号	第 号
	※通知年月日	年 月 日
	※還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第15号様式を次のように改める。

## 第15号様式 (第13条関係)

様

高知県知事

第 号  
年 月 日

## 高知県立歴史民俗資料館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立歴史民俗資料館における使用料の減額（免除）については、高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第14条第4項において準用する同条例第12条の規定に基づき次のとおり承認します。

利 用 等 の 目 的 (催物の名称及び内容)	
利 用 施 設 等	企画展示室・AVホール・山村民家・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・催物の開催・資料等の撮影等
利 用 等 の 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで 日間
正 規 の 使 用 料 の 額	円
減額又は免除をする使用料の額	円
決 定 し た 使 用 料 の 額	円

別記第17号様式及び別記第18号様式を次のように改める。

第17号様式 (第14条関係)

高知県知事 様

年 月 日

請求者 住所  
氏名 ㊟  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立歴史民俗資料館使用料還付請求書

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第14条第4項において準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき高知県立歴史民俗資料館における使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用等の責任者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号
利用等の目的 (催物の名称及び内容)		
利用施設等	企画展示室・AVホール・山村民家・業として行う 写真の撮影・業として行う映画の撮影・催物の開催・資料等の撮影等	
利用等の許可年月日及び許可番号並びに利用期間	年 月 日 第 号 年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
還付を請求する理由		
使用料の納付年月日	年 月 日	
還付を請求する使用料の額	円	
既納の使用料の額	円	
※ 決定した使用料の額	円	
※ 還付する使用料の額	円	
※ 決 裁 欄	※ 受付年月日	年 月 日
	※ 決定年月日	年 月 日
	※ 決定番号	第 号
	※ 通知年月日	年 月 日
	※ 還付年月日	年 月 日

注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
2 使用料の領収証を添えてください。

第18号様式 (第14条関係)

様

第 号  
年 月 日

高知県知事 ㊟

高知県立歴史民俗資料館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立歴史民俗資料館における使用料の還付については、高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第14条第4項において準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用施設等	企画展示室・AVホール・山村民家・業として行う 写真の撮影・業として行う映画の撮影・催物の開催・資料等の撮影等
使用料の納付年月日	年 月 日
既納の使用料の額	円
決定した使用料の額	円
還付する使用料の額	円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第54号

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「撮影等」を「資料の撮影等」に改め、同条第1項中「撮影等の許可」を「資料の撮影等の許可」に、「撮影等許可申請書」を「資料撮影等許可申請書」に改め、同条第2項中「撮影等の許可」を「資料の撮影等の許可」に、「撮影等許可申請書」を「資料撮影等許可申請書」に改める。

第3条の見出し中「撮影等許可書」を「資料撮影等許可書」に改め、同条第1項中「次条第1項ただし書及び第4項」を「次条、第3条の3、第4条第1項及び第4項ただし書、第4条の2ただし書」に、「撮影等許可書」を「資料撮影等許可書」に改め、同条第2項中「撮影等許可書」を「資料撮影等許可書」に改め、同条第3項中「撮影等の許可」を「資料の撮影等の許可」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(写真等の撮影の許可の申請等)

第3条の2 条例第5条の2の規定による写真等の撮影の許可(以下「写真等の撮影の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める写真等撮影許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の許可をするときは指定管理者が別に定める写真等撮影許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に提出する第1項の写真等撮影許可申請書は別記第2号様式の2、知事が交付する前項の写真等撮影許可書は別記第2号様式の3によるものとする。

(写真等の撮影の取りやめの届出等)

第3条の3 写真等の撮影の許可を受けた者は、当該撮影を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条の2の規定による写真等の撮影の許可を受けた事項の変更の許可(次項において「写真等の撮影の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定

管理者が別に定める写真等撮影変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の変更の許可をするときは指定管理者が別に定める写真等撮影変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に提出する第2項の写真等撮影変更許可申請書は別記第2号様式の4、知事が交付する前項の写真等撮影変更許可書は別記第2号様式の5によるものとする。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用料金等の納付の時期等)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 資料の撮影等の許可を受けた者(営利を目的とする資料の撮影等に係るものに限る。)又は写真等の撮影の許可を受けた者は、条例第8条の規定による利用料金又は条例第13条第1項の規定による使用料を第3条第1項の資料撮影等許可書又は第3条の2第2項の写真等撮影許可書若しくは第3条の3第3項の写真等撮影変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

第7条の見出しを「(入館料及び使用料の額)」に改め、同条中「第13条第2項」を「第13条第2項及び第3項」に、「入館料」を「入館料及び使用料」に改める。

第8条の見出し中「入館料」を「入館料及び使用料」に改め、同条第1項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第3項中「入館料の」を「入館料又は使用料の」に、「入館料減額(免除)承認通知書」を「入館料減額(免除)承認通知書又は別記第9号様式の2による使用料減額(免除)承認通知書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「入館料の」を「入館料又は使用料の」に、「入館料減額(免除)承認申請書」を「入館料減額(免除)承認申請書又は別記第8号様式の2による使用料減額(免除)承認申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第13条第4項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料を減額する必要があると認める場合及び当該減額する額は、知事が別に定める。

第9条の見出し中「入館料」を「入館料及び使用料」に改め、同条第1項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「入館料を」を「入館料又は使用料を」に、「災害その他の不可抗力により記念館が展示する資料を観覧することができなくなった場合」を「次に掲げるとおり」に、「既納の入館料」を「既納又は過納となる入館料又は使用料」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 災害その他の不可抗力により記念館が展示する資料の観覧ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合に

より資料の撮影等の許可若しくは写真等の撮影の許可を取り消した場合

(2) 使用料を納付した後当該撮影等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合

第9条第2項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「通知する」を「通知し、使用料の還付を決定したときは別記第10号様式の3による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第13条第4項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第10号様式の2による使用料還付請求書を提出しなければならない。

別記第1号様式中

Table with 2 columns: Other reference items, Amount. Row 1: Other reference items.

を

Table with 2 columns: Other reference items, Amount. Row 1: Amount. Row 2: Other reference items.

を

に改め、同様式注1中「利用する目的」を「利用する目的、利用の形態(印刷媒体及び部数など)等」に改める。

別記第2号様式中

Table with 2 columns: Other reference items, Amount. Row 1: Other reference items.

を

Table with 2 columns: Other reference items, Amount. Row 1: Amount. Row 2: Other reference items.

を

に改め、同様式注4中「撮影等」を「資料の撮影等」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

第2号様式の2 (第3条の2関係)

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)

(法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影許可申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条の2の規定により高知県立坂本龍馬記念館における写真等の撮影の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

撮影責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名	電話番号
撮 影 目 的		
内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影	
撮 影 場 所		
撮 影 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
撮影者又は撮影機の数	人 (写真の撮影の場合) ・ 機 (映画の撮影の場合)	
使用料の額	円	
その他参考事項		
※決裁欄		※使用料の額 円 ※受付年月日 年 月 日
※撮影の変更等	有・無	※許可年月日 年 月 日
※決裁欄		※許可番号 第 号 ※処 理 区 分 通知 年 月 日
※許可の条件その他		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式の3 (第3条の2関係)

様

第 号  
年 月 日

高知県知事

印

高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立坂本龍馬記念館における写真等の撮影については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条の2の規定により次のとおり許可します。

撮影責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名	電話番号
撮 影 目 的		
内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影	
撮 影 場 所		
撮 影 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
撮影者又は撮影機の数	人 (写真の撮影の場合) ・ 機 (映画の撮影の場合)	
使用料の額	円	
写真等の撮影の許可の条件その他		

- 注 1 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例及び高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。  
2 写真等の撮影時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。  
3 写真等の撮影に際しては、この高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影許可書を必ずお持ちください。  
4 写真等の撮影に際しては、高知県立坂本龍馬記念館の関係職員の指示に従ってください。  
5 写真等の撮影の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。



第2号様式の4 (第3条の3関係)

高知県知事 様 年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影変更許可申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条の2の規定により高知県立坂本龍馬記念館の写真等の撮影の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
その他参考事項					
変更前の許可に係る使用料の額				円	
※ 許可の条件その他					
※ 決裁欄				※ 変更前の許可に係る使用料の額	円
				※ 変更後の許可に係る使用料の額	円
※ 撮影の変更等			有・無	※ 受付年月日	年 月 日
※ 決裁欄				※ 変更許可年月日	年 月 日
				※ 変更許可番号	第 号
				※ 処 理 区 分	通知 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式の5 (第3条の3関係)

様 年 月 日  
高知県知事 ④

高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立坂本龍馬記念館の写真等の撮影の変更については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条の2の規定により次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に係る使用料の額				円	
変更後の許可に係る使用料の額				円	
許可の条件その他					

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

**第8号様式の2** (第8条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊤  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立坂本龍馬記念館使用料減額(免除)承認申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第13条第4項において準用する同条例第11条の規定に基づき高知県立坂本龍馬記念館における使用料の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

撮影等の責任者の住所及び氏名	住 所	電 話 番 号
	氏 名	
撮 影 等 の 目 的		
撮 影 等 の 内 容	業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料の撮影等	
撮 影 等 の 期 間	年 月 日 ( ) 時 分 から 日 間 年 月 日 ( ) 時 分 まで	
減額又は免除を受けようとする理由		
※ 使 用 料 の 額 の 算 定	正規の使用料の額	円
	減額又は免除をする使用料の額	円
	決定した使用料の額	円
※ 決 裁 欄	※ 受付年月日	年 月 日
	※ 決定年月日	年 月 日
	※ 決定番号	第 号
	※ 通知年月日	年 月 日
	※ 還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

**第9号様式の2**（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



高知県立坂本龍馬記念館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立坂本龍馬記念館における使用料の減額（免除）については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第13条第4項において準用する同条例第11条の規定に基づき次のとおり承認します。

撮 影 等 の 目 的	
撮 影 等 の 内 容	業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料の撮影等
撮 影 等 の 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで 日間
正 規 の 使 用 料 の 額	円
減額又は免除をする使用料の額	円
決 定 し た 使 用 料 の 額	円

別記第10号様式の次に次の2様式を加える。

**第10号様式の2** (第9条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立坂本龍馬記念館使用料還付請求書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第13条第4項において準用する同条例第12条ただし書の規定に基づき高知県立坂本龍馬記念館における使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

撮影等の責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名	電話番号
撮 影 等 の 目 的		
撮 影 等 の 内 容	業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料の撮影等	
撮影等の許可年月日及び許可番号並びに撮影等の期間	年 月 日 第 号 年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
還付を請求する理由		
使用料の納付年月日	年 月 日	
還付を請求する使用料の額	円	
既納の使用料の額	円	
※決定した使用料の額	円	
※還付する使用料の額	円	
※ 決 裁 欄	※受付年月日	年 月 日
	※決定年月日	年 月 日
	※決定番号	第 号
	※通知年月日	年 月 日
	※還付年月日	年 月 日

注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
2 使用料の領収証を添えてください。

## 第10号様式の3 (第9条関係)

様

高知県知事

第 年 月 日 号



## 高知県立坂本龍馬記念館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立坂本龍馬記念館における使用料の還付については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第13条第4項において準用する同条例第12条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

撮 影 等 の 内 容	業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料の撮影等
使用料の納付年月日	年 月 日
既納の使用料の額	円
決定した使用料の額	円
還付する使用料の額	円

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

## 高知県規則第55号

## 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「第5条第1項」を「第5条第1項、第5条の2、第5条の3」に、「第8条第1項及び第5項ただし書」を「第8条第1項及び第5項ただし書、第8条の2ただし書」に改める。

第4条中「利用変更許可申請書」を「利用等変更許可申請書」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「利用変更許可書」を「利用等変更許可書」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(写真等の撮影の許可の申請等)

**第5条の2** 条例第6条の2の規定による写真等の撮影の許可(以下「写真等の撮影の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める写真等撮影許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の許可をするときは指定管理者が別に定める写真等撮影許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に提出する第1項の写真等撮影許可申請書は別記第6号様式の2、知事が交付する前項の写真等撮影許可書は別記第6号様式の3によるものとする。

(写真等の撮影の取りやめの届出等)

**第5条の3** 写真等の撮影の許可を受けた者は、当該撮影を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の2の規定による写真等の撮影の許可を受けた事項の変更の許可(次項において「写真等の撮影の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の変更の許可をするときは指定管理者が別に

定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第5号様式、知事が交付する前項の利用等変更許可書は別記第6号様式によるものとする。

第6条の見出し中「撮影等」を「美術品等の撮影等」に改め、同条第1項中「次条において「撮影等の許可」を「以下「美術品等の撮影等の許可」に、「撮影等許可申請書」を「美術品等撮影等許可申請書」に改め、同条第2項中「撮影等許可申請書」を「美術品等撮影等許可申請書」に改める。

第7条の見出し中「撮影等許可書」を「美術品等撮影等許可書」に改め、同条第1項中「撮影等の許可」を「美術品等の撮影等の許可」に、「撮影等許可書」を「美術品等撮影等許可書」に改め、同条第2項中「撮影等許可書」を「美術品等撮影等許可書」に改め、同条第3項中「撮影等の許可」を「美術品等の撮影等の許可」に改める。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用料金等の納付の時期等)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

**第8条の2** 写真等の撮影の許可を受けた者又は美術品等の撮影等の許可を受けた者(営利を目的とする美術品等の撮影等に係るものに限る。)は、条例第10条の規定による利用料金又は条例第15条第1項の規定による使用料を第5条の2第2項の写真等撮影許可書若しくは第5条の3第3項の利用等変更許可書又は第7条第1項の美術品等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

第13条第7項中「又は第4条第2項の利用変更許可申請書」を「、第5条の2第1項の写真等撮影許可申請書若しくは第6条第1項の美術品等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第5条の3第2項の利用等変更許可申請書」に改める。

第14条第1項第1号中「利用の許可」を「利用の許可、写真等の撮影の許可若しくは美術品等の撮影等の許可」に改め、同項第4号中「当該利用」を「当該利用等」に改める。

別記第1号様式中「高知県立美術館県民ギャラリー(企画展示室)利用許可申請書」を「高知県立美術館利用施設利用許可申請書」に、「県民ギャラリー(企画展示室)の」を「利用施設の」に、

「  
県民ギャラリー・企画展示室(1)・企画展示室(2)  
」

を

「  
県民ギャラリー・企画展示室(1)・企画展示室(2)・会議室・講義室・創作室(1)・(2)・創作室(3)・中庭  
」

に改める。

別記第3号様式中「高知県立美術館県民ギャラリー(企画展示室)利用許可書」を「高知県立美術館利用施設利用許可書」に、「県民ギャラリー(企画展示室)の」を「利用施設の」に、

「  
県民ギャラリー・企画展示室(1)・企画展示室(2)  
」

を

「  
県民ギャラリー・企画展示室(1)・企画展示室(2)・会議室・講義室・創作室(1)・(2)・創作室(3)・中庭  
」

に改める。

別記第5号様式中「(第4条関係)」を「(第4条、第5条の3関係)」に、「高知県立美術館利用施設利用変更許可申請書」を「高知県立美術館利用等変更許可申請書」に、「第6条第1項」を「第6条第1項又は第6条の2」に、「利用施設の利用」を「利用施設の利用又は写真等の撮影」に改める。

別記第6号様式中「(第5条関係)」を「(第5条、第5条の3関係)」に、「高知県立美術館利用施設利用変更許可書」を「高知県立美術館利用等変更許可書」に、「利用施設の利用」を「利用施設の利用又は写真等の撮影」に、「第6条第1項」を「第6条第1項又は第6条の2」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

## 第6号様式の2 (第5条の2関係)

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号)(法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

## 高知県立美術館写真等撮影許可申請書

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第6条の2の規定により高知県立美術館における写真等の撮影の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                  |                                       |                    |
|------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 撮影責任者の住所<br>及び氏名 | 住 所<br>氏 名                            | 電話番号               |
| 撮 影 目 的          |                                       |                    |
| 内 容              | 業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影             |                    |
| 撮 影 場 所          |                                       |                    |
| 撮 影 期 間          | 年 月 日 ( ) 時 分から 日間<br>年 月 日 ( ) 時 分まで |                    |
| 撮影者又は撮影機<br>の数   | 人 (写真の撮影の場合) ・ 機 (映画の撮影の場合)           |                    |
| 使用料の額            | 円                                     |                    |
| その他参考事項          |                                       |                    |
| ※<br>決裁欄         |                                       | ※<br>使用料の額 円       |
|                  |                                       | ※<br>受付年月日 年 月 日   |
| ※<br>撮影の変更等      | 有・無                                   | ※<br>許可年月日 年 月 日   |
| ※<br>決裁欄         |                                       | ※<br>許可番号 第 号      |
|                  |                                       | ※<br>処理区分 通知 年 月 日 |
| ※<br>許可の条件その他    |                                       |                    |

注 ※印欄は、記入しないでください。

## 第6号様式の3 (第5条の2関係)

様

第 号  
年 月 日

高知県知事

㊟

## 高知県立美術館写真等撮影許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立美術館における写真等の撮影については、高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第6条の2の規定により次のとおり許可します。

|                     |                                       |      |
|---------------------|---------------------------------------|------|
| 撮影責任者の住所<br>及び氏名    | 住 所<br>氏 名                            | 電話番号 |
| 撮 影 目 的             |                                       |      |
| 内 容                 | 業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影             |      |
| 撮 影 場 所             |                                       |      |
| 撮 影 期 間             | 年 月 日 ( ) 時 分から 日間<br>年 月 日 ( ) 時 分まで |      |
| 撮影者又は撮影機<br>の数      | 人 (写真の撮影の場合) ・ 機 (映画の撮影の場合)           |      |
| 使用料の額               | 円                                     |      |
| 写真等の撮影の許可<br>の条件その他 |                                       |      |

- 注 1 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例及び高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。
- 2 写真等の撮影時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。
- 3 写真等の撮影に際しては、この高知県立美術館写真等撮影許可書を必ずお持ちください。
- 4 写真等の撮影に際しては、高知県立美術館の関係職員の指示に従ってください。
- 5 写真等の撮影の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

別記第7号様式中

|         |  |
|---------|--|
| その他参考事項 |  |
|---------|--|

を

|         |   |
|---------|---|
| 使用料の額   | 円 |
| その他参考事項 |   |

に改め、同様式注1中「利用する目的」を「利用する目的、利用の形態（印刷媒体及び部数など）等」に改める。

別記第8号様式中

|              |  |
|--------------|--|
| 撮影等の許可の条件その他 |  |
|--------------|--|

を

|                   |   |
|-------------------|---|
| 使用料の額             | 円 |
| 美術品等の撮影等の許可の条件その他 |   |

に改め、同様式注4中「撮影等」を「美術品等の撮影等」に改める。

別記第18号様式を次のように改める。

## 第18号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

## 高知県立美術館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第15条第5項において準用する同条例第13条の規定に基づき高知県立美術館における使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

|                       |                                                                                         |       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 利用等の責任者の住所及び氏名        | 住所                                                                                      | 電話番号  |
|                       | 氏名                                                                                      |       |
| 利用等の目的<br>(催物の名称及び内容) |                                                                                         |       |
| 利用施設等                 | 県民ギャラリー・企画展示室(1)・企画展示室(2)・会議室・講義室・創作室(1)・(2)・創作室(3)・中庭・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・美術品等の撮影等 |       |
| 利用等の期間                | 年月日( ) 時分から 年月日( ) 時まで 日間                                                               |       |
| 減額又は免除を受けようとする理由      |                                                                                         |       |
| ※<br>使用料の額の算定         | 正規の使用料の額                                                                                | 円     |
|                       | 減額又は免除をする使用料の額                                                                          | 円     |
|                       | 決定した使用料の額                                                                               | 円     |
| ※<br>決<br>裁<br>欄      | ※<br>受付年月日                                                                              | 年 月 日 |
|                       | ※<br>決定年月日                                                                              | 年 月 日 |
|                       | ※<br>決定番号                                                                               | 第 号   |
|                       | ※<br>通知年月日                                                                              | 年 月 日 |
|                       | ※<br>還付年月日                                                                              | 年 月 日 |

注 ※印欄は、記入しないでください。



別記第21号様式を次のように改める。

**第21号様式** (第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立美術館使用料減額(免除)承認通知書

年 月 日付で申請のありました高知県立美術館における使用料の減額(免除)については、高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第15条第5項において準用する同条例第13条の規定に基づき次のとおり承認します。

|                            |                                                                                         |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 利 用 等 の 目 的<br>(催物の名称及び内容) |                                                                                         |
| 利 用 施 設 等                  | 県民ギャラリー・企画展示室(1)・企画展示室(2)・会議室・講義室・創作室(1)・(2)・創作室(3)・中庭・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・美術品等の撮影等 |
| 利 用 等 の 期 間                | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで 日間                                                   |
| 正 規 の 使 用 料 の 額            | 円                                                                                       |
| 減額又は免除をする使用料の額             | 円                                                                                       |
| 決 定 し た 使 用 料 の 額          | 円                                                                                       |

別記第25号様式を次のように改める。

**第25号様式** (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立美術館使用料還付請求書

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第15条第5項において準用する同条例第14条ただし書の規定に基づき高知県立美術館における使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

|                            |                                                                                         |         |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 利用等の責任者の住所及び氏名             | 住 所<br>氏 名                                                                              | 電 話 番 号 |
| 利 用 等 の 目 的<br>(催物の名称及び内容) |                                                                                         |         |
| 利 用 施 設 等                  | 県民ギャラリー・企画展示室(1)・企画展示室(2)・会議室・講義室・創作室(1)・(2)・創作室(3)・中庭・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・美術品等の撮影等 |         |
| 利用等の許可年月日及び許可番号並びに利用期間     | 年 月 日 第 号<br>年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで 日間                                      |         |
| 還 付 を 請 求 す る 理 由          |                                                                                         |         |
| 使 用 料 の 納 付 年 月 日          | 年 月 日                                                                                   |         |
| 還 付 を 請 求 す る 使 用 料 の 額    | 円                                                                                       |         |
| 既 納 の 使 用 料 の 額            | 円                                                                                       |         |
| ※<br>決 定 し た 使 用 料 の 額     | 円                                                                                       |         |
| ※<br>還 付 す る 使 用 料 の 額     | 円                                                                                       |         |
| ※<br>決 裁 欄                 | ※<br>受 付 年 月 日                                                                          | 年 月 日   |
|                            | ※<br>決 定 年 月 日                                                                          | 年 月 日   |
|                            | ※<br>決 定 番 号                                                                            | 第 号     |
|                            | ※<br>通 知 年 月 日                                                                          | 年 月 日   |
|                            | ※<br>還 付 年 月 日                                                                          | 年 月 日   |

注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
2 使用料の領収証を添えてください。

別記第27号様式を次のように改める。

**第27号様式**（第14条関係）

第 年 月 日

様

高知県知事



高知県立美術館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立美術館における使用料の還付については、高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第15条第5項において準用する同条例第14条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

|           |                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 利 用 施 設 等 | 県民ギャラリー・企画展示室（1）・企画展示室（2）・会議室・講義室・創作室（1）・（2）・創作室（3）・中庭・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・美術品等の撮影等 |
| 使用料の納付年月日 | 年 月 日                                                                                   |
| 既納の使用料の額  | 円                                                                                       |
| 決定した使用料の額 | 円                                                                                       |
| 還付する使用料の額 | 円                                                                                       |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

## 高知県規則第56号

## 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「第5条第1項」を「第5条第1項、第5条の2、第5条の3」に、「第8条第1項及び第4項ただし書」を「第8条第1項及び第4項ただし書、第8条の2ただし書」に改める。

第4条中「利用変更許可申請書」を「利用等変更許可申請書」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「利用変更許可書」を「利用等変更許可書」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（写真等の撮影の許可の申請等）

**第5条の2** 条例第6条の2の規定による写真等の撮影の許可（以下「写真等の撮影の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める写真等撮影許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の許可をするときは指定管理者が別に定める写真等撮影許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に提出する第1項の写真等撮影許可申請書は別記第4号様式の2、知事が交付する前項の写真等撮影許可書は別記第4号様式の3によるものとする。

（写真等の撮影の取りやめの届出等）

**第5条の3** 写真等の撮影の許可を受けた者は、当該撮影を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の2の規定による写真等の撮影の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の変更の許可をするときは指定管理者が別に

定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式、知事が交付する前項の利用等変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

第6条の見出し中「撮影等」を「文学資料等の撮影等」に改め、同条第1項中「次条において「撮影等の許可」を「以下「文学資料等の撮影等の許可」に、「撮影等許可申請書」を「文学資料等撮影等許可申請書」に改め、同条第2項中「撮影等許可申請書」を「文学資料等撮影等許可申請書」に改める。

第7条の見出し中「撮影等許可書」を「文学資料等撮影等許可書」に改め、同条第1項中「撮影等の許可」を「文学資料等の撮影等の許可」に、「撮影等許可書」を「文学資料等撮影等許可書」に改め、同条第2項中「撮影等許可書」を「文学資料等撮影等許可書」に改め、同条第3項中「撮影等の許可」を「文学資料等の撮影等の許可」に改める。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用料金等の納付の時期等）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

**第8条の2** 写真等の撮影の許可を受けた者又は文学資料等の撮影等の許可を受けた者（営利を目的とする文学資料等の撮影等に係るものに限る。）は、条例第10条の規定による利用料金又は条例第15条第1項の規定による使用料を第5条の2第2項の写真等撮影許可書若しくは第5条の3第3項の利用等変更許可書又は第7条第1項の文学資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

第13条第4項中「又は第4条第2項の利用変更許可申請書」を「第5条の2第1項の写真等撮影許可申請書若しくは第6条第1項の文学資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第5条の3第2項の利用等変更許可申請書」に改める。

第14条第1項第1号中「利用の許可」を「利用の許可、写真等の撮影の許可若しくは文学資料等の撮影等の許可」に改め、同項第4号中「当該利用」を「当該利用等」に改める。

別記第3号様式中「（第4条関係）」を「（第4条、第5条の3関係）」に、「高知県立文学館利用施設利用変更許可申請書」を「高知県立文学館利用等変更許可申請書」に、「第6条第1項」を「第6条第1項又は第6条の2」に、「利用施設の利用」を「利用施設の利用又は写真等の撮影」に改める。

別記第4号様式中「（第5条関係）」を「（第5条、第5条の3関係）」に、「高知県立文学館利用施設利用変更許可書」を「高知県立文学館利用等変更許可書」に、「利用施設の利用」を「利用施設の利用又は写真等の撮影」に、「第6条第1項」を「第6条第1項又は第6条の2」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

## 第4号様式の2 (第5条の2関係)

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

## 高知県立文学館写真等撮影許可申請書

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第6条の2の規定により高知県立文学館における写真等の撮影の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

撮影責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名	電話番号
撮 影 目 的		
内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影	
撮 影 場 所		
撮 影 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
撮影者又は撮影機の数	人 (写真の撮影の場合) ・ 機 (映画の撮影の場合)	
使用料の額	円	
その他参考事項		
※ 決裁欄		※ 使用料の額 円
		※ 受付年月日 年 月 日
※ 撮影の変更等	有・無	※ 許可年月日 年 月 日
※ 決裁欄		※ 許可番号 第 号
		※ 処理区分 通知 年 月 日
※ 許可の条件その他		

注 ※印欄は、記入しないでください。

## 第4号様式の3 (第5条の2関係)

様

第 号  
年 月 日

高知県知事

㊟

## 高知県立文学館写真等撮影許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立文学館における写真等の撮影については、高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第6条の2の規定により次のとおり許可します。

撮影責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名	電話番号
撮 影 目 的		
内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影	
撮 影 場 所		
撮 影 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
撮影者又は撮影機の数	人 (写真の撮影の場合) ・ 機 (映画の撮影の場合)	
使用料の額	円	
写真等の撮影の許可の条件その他		
注 1 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例及び高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 写真等の撮影時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。 3 写真等の撮影に際しては、この高知県立文学館写真等撮影許可書を必ずお持ちください。 4 写真等の撮影に際しては、高知県立文学館の関係職員の指示に従ってください。 5 写真等の撮影の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。		

別記第5号様式中

その他参考事項	
---------	--

を

使用料の額	円
その他参考事項	

に改め、同様式注1中「利用する目的」を「利用する目的、利用の形態（印刷媒体及び部数など）等」に改める。

別記第6号様式中

撮影等の許可の条件その他	
--------------	--

を

使用料の額	円
文学資料等の撮影等の許可の条件その他	

に改め、同様式注4中「撮影等」を「文学資料等の撮影等」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立文学館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において準用する同条例第13条の規定に基づき高知県立文学館における使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利用等の責任者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号
利用等の目的		
利用施設等	企画展示室・ホール（全室・半室）・茶室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・文学資料等の撮影等	
利用等の期間	年月日（ ）時分から 年月日（ ）時分まで 日間	
減額又は免除を受けようとする理由		
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額	円
	減額又は免除をする使用料の額	円
	決定した使用料の額	円
※ 決 裁 欄	※ 受付年月日	年 月 日
	※ 決定年月日	年 月 日
	※ 決定番号	第 号
	※ 通知年月日	年 月 日
	※ 還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第16号様式を次のように改める。

**第16号様式**（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



高知県立文学館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立文学館における使用料の減額（免除）については、高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において準用する同条例第13条の規定に基づき次のとおり承認します。

利 用 等 の 目 的	
利 用 施 設 等	企画展示室・ホール（全室・半室）・茶室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・文学資料等の撮影等
利 用 等 の 期 間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで 日間
正 規 の 使 用 料 の 額	円
減額又は免除をする使用料の額	円
決 定 し た 使 用 料 の 額	円

別記第18号様式及び別記第19号様式を次のように改める。

**第18号様式** (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所  
氏 名 ㊤  
(電話番号)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立文学館使用料還付請求書

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において準用する同条例第14条ただし書の規定に基づき高知県立文学館における使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用等の責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名	電話番号
利 用 等 の 目 的		
利 用 施 設 等	企画展示室・ホール(全室・半室)・茶室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・文学資料等の撮影等	
利用等の許可年月日及び許可番号並びに利用期間	年 月 日 第 号 年 月 日 ( ) 時 分から 日間 年 月 日 ( ) 時 分まで	
還付を請求する理由		
使用料の納付年月日	年 月 日	
還付を請求する使用料の額	円	
既納の使用料の額	円	
※決定した使用料の額	円	
※還付する使用料の額	円	
※ 決 裁 欄	※受付年月日	年 月 日
	※決定年月日	年 月 日
	※決定番号	第 号
	※通知年月日	年 月 日
	※還付年月日	年 月 日

注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
2 使用料の領収証を添えてください。



## 第19号様式 (第14条関係)

第 年 月 日 号

様

高知県知事



## 高知県立文学館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立文学館における使用料の還付については、高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において準用する同条例第14条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利 用 施 設 等	企画展示室・ホール（全室・半室）・茶室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・文学資料等の撮影等
使用料の納付年月日	年 月 日
既納の使用料の額	円
決定した使用料の額	円
還付する使用料の額	円

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。